

商品名	
保証会社	○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	<p>次の要件全てに該当する方</p> <p>○申込時年齢が満 20 歳以上である方</p> <p>○小学校入学前のお子様を養育される親権者（妊娠中の方も含みます）または実質的に扶養される親族の方</p> <p>※親権者の方によるお申込みの場合は、法令に基づく産前産後休業・育児休業中の方も対象となります。</p> <p>○安定継続した収入のある方</p> <p>○当金庫の営業区域にお住まいの方、またはお勤めの方</p> <p>○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</p>
お使いみち	<p>○出産、子育てにかかる資金（ただし、支払済資金は除きます。）</p> <p>①出産・子育て・小学校入学準備に必要な資金</p> <p>②申込人が①を用途として当信用金庫を含む金融機関から借り入れたローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>※①と合わせた申込みに限ります。</p> <p>【資金用途の例】</p> <p>育児用品購入費用、粉ミルク購入費用、ベビーシッター費用、胎教教室費用、通院・定期健診費用、入院・出産費用、子供の慶事費用、保育園・幼稚園費用、入学準備費用、習い事費用等にご利用いただけます。</p>
ご融資金額	○100万円以内（1万円単位）
ご融資期間	○3ヵ月以上10年以内
ご融資利率	<p>○固定金利 利率 年2.50%～年3.00%</p> <p>※パートナー協定優遇金利 年0.3%の適用可</p> <p>パートナー協定部長優遇金利 年0.2%以内の適用可</p>
ご返済方法	<p>○毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内）</p> <p>※融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可</p> <p>※産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヵ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間まで可（分割適用可）</p> <p>なお、元金返済据置期間分の保証期間延長が可（保証期間は最長12年まで）</p>
お支払方法	可能な限り振込
連帯保証人・担保	○不要
保証料率	○年0.48%（毎月払型）
必要書類	<p>○お子様の記載のある健康保険証（ご利用いただく方が妊娠中の場合は母子手帳でも可）</p> <p>※他の必要書類につきましては、窓口・得意先担当者にお問い合わせ下さい。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</p> <p>○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。</p>

## 商品名

## ○子育て応援プラン

苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9 時～17 時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。

\* お客様の個人情報や苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

苦情処理措置・  
紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00

商品名	○子育て応援プラン
	<p>東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。</p> <p>なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<a href="http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/">http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/</a>）をご覧ください。</p> <p>（１）現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>（２）移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

## 日本海信用金庫